

LAKESIDE CLUB 会員規則

第1条 (名称)

本クラブの名称は、LAKESIDE CLUB (以下、「本クラブ」という。) と称す。

第2条 (目的・趣旨)

本クラブ会員および地域住民が、健康で、豊かなスポーツライフを送ることで、地域資源を生かした、社会教育活動の充実、住民の健康づくり、子どもの健全育成に寄与する。

第3条 (運営・管理)

本クラブの施設は、株式会社祐和會 (以下、「会社」という。) が運営・管理を行う。

第4条 (会員の種類)

個人会員および法人会員とし、種別に関することは、細則、パンフレットに定める。

第5条 (入会資格)

本クラブに入会できる方は、以下の各号に該当する方をいう。

- 1 満15歳以上(中学生を除く)で、本クラブの趣旨に賛同し本会則及び本クラブの諸規定を遵守できる方。ただし、15歳未満でも本クラブが認めた方を除く。
なお、未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上入会申込を行うものとする。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連携して負うものとする。
- 2 会社所定の確認書提出により、本クラブ諸施設の利用に堪えうる健康状態であることを、自らの責任のもとに会社へ申告できる方とする。ただし、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがある。
- 3 第13条各号に該当しない方。

第6条 (入会手続き)

本クラブは会員制とし、本クラブに入会しようとする方は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を会社と締結しなければならない。

第7条 (会員資格)

本クラブへの入会を希望する方は、第6条の契約が完了し、規定の料金の納入により、合意した期日から会員資格を取得するものとする。(以下、「会員」という。)

第8条 (会員登録料・会費・その他諸経費用等)

- 1 会員区分に従う会員登録料、会費、その他諸費用等(以下、「会費等」という。)は別に定める。
- 2 会員は別に定める会費等支払期日までに、それぞれの会費等を払い込まなければならない。なお、支払に要する費用は会員の負担とする。
- 3 一旦納入した会費等は、これを返還しない。
- 4 会費等に賦課される消費税等は会員の負担とする。

第9条 (会員資格の停止および除名)

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することが出来る。

- (1) 3ヶ月以上会費を滞納したとき
- (2) 本クラブの施設を故意に毀損したとき

- (3) 本規則、その他本クラブの定める規則に違反したとき
- (4) 本クラブまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき
- (5) その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき

第10条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡
- (4) 本クラブの閉鎖

第11条 (会員資格の譲渡)

会員資格の譲渡ならびに担保等に供することはできない。

第12条 (会員証)

- 1 本クラブは会員に対し、会員証を発行しこれを貸与する。
- 2 会員が本クラブ諸施設を利用する際には、会員証を提示する。
- 3 会員は会員証を第三者に貸与又は譲渡することは出来ない。貸与及び譲渡した場合には、除名する。
- 4 会員は会員証を紛失した際には速やかに届け出を行い、再発行には所定の手数料を支払うものとする。
- 5 会員は会員資格を喪失した際には速やかに会員証を本クラブに返還する。

第13条 (利用の禁止)

次の各号に該当する方は施設の利用を禁止する。

- (1) 健康状態に異常があり、医師から運動を禁止されている方。
- (2) 感染症及び感染性のある皮膚病の方。
- (3) 一時期な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
- (4) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断した方。
- (5) 暴力団員及び暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物異常者。
- (6) 刺青（ファッションタトゥーを含む）のある方。
- (7) 満15歳未満の方。（中学生を除く）
- (8) 他の会員に、不快感や嫌悪感を与えることで危険を及ぼすと会社が判断した方。
- (9) その他、正常に施設利用が出来ないと会社が判断した方。

第14条 (休会)

会員が本クラブを休会する場合には、在籍最終月の毎月20日まで（20日が休館日の場合は前営業日）に本クラブ所定の休会届を提出するものとする。一回の届け出による休会期間は1月から6か月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とする。

第15条 (コース変更)

会員がコース変更を希望する場合は、希望月の前月20日まで（20日が休館日の場合は前営業日）に所定の申請書を提出し、申請書の承認によって変更を許可するものとする。

第16条（退会）

会員が本クラブを退会する場合には、在籍最終月の毎月20日まで（20日が休館日の場合は前営業日）に本クラブ所定の退会届を提出するものとする。提出期日以降の手續きに関しては翌月分の月会費の納入義務が生じる。

退会届は会員本人、未成年の場合は会員本人もしくはその保護者が行う。

電話・ファックス・Eメール等による届出はできない。また退会届が提出されない限りは、本クラブ在籍となり、理由の如何を問わず、会員には月会費の納入義務が生じる。会費等に未納金がある場合には、全て完納するものとする。

第17条（営業時間）

本クラブが別に定めるものとする。

第18条（休館日）

本クラブは原則として、毎週木曜日を休館する。ほか、クラブが指定した日を休館日とする。

第19条（ビジターの利用）

本クラブは、次の各号の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下、「ビジター」という。）も本クラブ諸施設を利用することが出来る。

- （1）会員の同伴
- （2）別に定める施設利用料の支払い
- （3）第14条各号に該当しない方。

第20条（盗難）

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、本クラブは一切損害賠償の責を負わない。

第21条（紛失物）

会員が本クラブ利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償の責を負わない。

第22条（禁止事項）

会員は、本クラブ内において次の行為をしてはいけない。

- （1）他の方や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- （2）他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- （3）本クラブの施設、器具、備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- （4）他の方や施設スタッフへのストーカー行為。
- （5）刃物など危険物の館内への持ち込み。
- （6）物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- （7）原則として喫煙及び飲酒

第23条（変更事項の届出）

会員は、登録内容に変更があった場合には速やかに本クラブに届けなければならない。

第24条（会費等の変更）

本クラブは本会則に基づく会費等を会員の承認を得ることなく変更できるものとする。

第25条（会員の損害賠償責任）

会員は本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとする。

第26条（責任事項）

本クラブは、損害及び疾病、窃盗その他事故につき、明らかに本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き一切の責任を負わないものとし、会員は損害賠償の請求を行わないものとする。

第27条（会則の改定）

本クラブは必要に応じ、規則の改定を行うことがある。改定した内容は全ての会員に適用するものとする。尚本クラブは一か月前までに会員に告知するものとする。

第28条（施設の閉鎖及び利用制限）

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業することができる。事前に予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知する。但し、これにより会社は会員に対し特別な補償は行わない。

- （1）台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
- （2）施設の点検、改造または補修工事実施のとき。
- （3）法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- （4）施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- （5）その他やむを得ない事由が発生したとき。

第29条（細則）

本則に定めていないもので本クラブの管理運営上必要な事項について、会社は、諸規則、注意事項、案内等を定めることができる。

第30条（個人情報保護）

本クラブが知り得た個人情報は、当社個人情報保護方針に則り、法令遵守の上、厳正な取り扱いをする。

第31条（通知方法）

本則及び本クラブの諸規則に関する通知または予告は所定の場所に掲示する方法により行うものとする。

第32条（附則）

本則は平成22年7月18日より施行する。平成26年7月18日改正。